

1 件 名 三浦市勤労市民センター条例を廃止する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

三浦市勤労市民センターについては、三崎地区においてコミュニティ機能を有する施設の減少が続いていることから、改修工事を行い、新たに三崎地区におけるコミュニティセンターとして活用する方針となった。

令和7年6月に実施設計業務が終了し、今後改修工事が予定されることから、改修工事の開始に合わせて三浦市勤労市民センターを廃止することとし、廃止のために必要な条例について、令和7年第2回三浦市議会定例会に提案するもの

3 条例の内容

三浦市勤労市民センター条例を廃止する。

4 施行期日

公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

5 勤労市民センター改修工事に関連する今後の想定スケジュール

今後のスケジュールについては、契約事務、改修工事などが順調に進んだ場合は、以下のとおり想定している。

令和7年6月	実施設計業務完了
令和7年7月	7月議会に勤労市民センター廃止条例（※）議案提出 ※廃止日は、別に規則で定める。
令和7年7～8月	大規模改修工事請負契約手続き、入札、仮契約締結
令和7年9月	9月議会に大規模改修工事契約の議案提出
令和7年10月	大規模改修工事開始予定（全館休館→廃止）
令和7年12月	12月議会に（仮称）三崎コミュニティセンター条例 議案提出
令和8年1月～	新たな指定管理者選定業務開始
令和8年6月	6月議会に新たな指定管理者指定の議案提出
令和8年7月	大規模改修工事完了
令和8年8月	（仮称）三崎コミュニティセンター開館